

尾省 突然お手紙さしあげますのは、昭和三十一年八月、貴殿に「ナイロンザイル事件」なる印刷物を以って申入れを行ったことに関連するものであります。即ち私達は、昭和三十年四月二十九日、愛知県蒲郡市にある東京製綱株式会社内の貴殿の御態度は、貴殿が日本山岳会関西支部長（当時）であり、学者であられるがゆえに、今後には悪影響を及ぼす性質のものであり、社会がその影響からのがれるためには、貴殿がそれについて遺憾の意を表明されるか又は、明快に釈明されることが必要であると確信し、その旨をお願ひ申し上げたのであります。残念ながら現在まで実現されておりません。とくに大阪大学学生部長森河敏夫氏の斡旋への御努力が不調に終りました現在としては、私達に残された手段は、民事訴訟による手段、即ち客観的立場での論争による解決以外にありません。

貴殿にこのことをお伝えするともに、訴訟手続を行うまえに今一度貴殿に私達の意向を説明するところを左記により申上げ、貴殿の御意見を願ひする次第であります。

これに対する御回答は十月十日までをお願いしたく存じます。なお、この事件は社会的な問題であり、多くの人々の注目されるところでありますので、本書収を公開とします。

記

生命に直接関係する品物の性能を發表する場合に、充分慎重になされるべきで、かりにも誤りが眞実のうちに報じられてはなりません。誤りが發表された瞬間から他人の生命が失われれる可能性が生ずるからであります。これを防止するために万善の注意義務が課せられ、かりに誤りが過失によつておきたために生命を失つた者があつた場合でも、ときとして過失致死罪が適用されます。又、人の名誉を傷つけるような誤報がなされてはいけません。これを防止するため刑法二三〇条（名誉毀損罪）と民法七〇九条があります。

昭和三十年五月一日の中部日本新聞の六段めきの記事は、貴殿御承知のように次の趣旨のことが記されてあります。即ち、「北アルプス前穂高岳でナイロンザイルが切れ、三重大学生が墜死したが、こ

の事故に対処し、メーカーの東京製綱では工費百万円を投じてカイルの衝風落下試験装置をつくつたが、遺体俾索隊が穂高へ向つたという四月二十九日、篠田教授指導により多数の登山家、新聞記者列席のもとに大々的な実験が公開された。その装置は、一端を固定したカイルを四十五度、九十度の岩角にかけ、他端に結んだ身体の重さの錘をウインチを持ち上げ、岩角の上の任意の位置から落すというものである。

この実験の結果、前穂高岳で切断したカイルと同種のカイルを四十五度の岩角にかけ、切断時と同一条件で落下させたがカイルは切れず、（反落下試験をこれより数倍高くして行つても切れず、）カイルを岩角で横にこすりつける実験でも切れはかつた。だから、前穂高岳での事故の原因がエッジ上の衝風という想像は影がうすくなつた。又、ナイロンカイルは、鋭い岩角にかつたときは、弱いのではないかといわれていたが、そういうときでも麻ザイルの数倍強いことがわかつた。しというものであります。又、山岳雑誌「山と溪谷」には「メーカーは事故をおこしたナイロンザイルを科学的テストによつて保証した」と報じました。

しかしながら、実際には、ナイロンカイルは、岩

角では重大な欠点をもち、かつ遭難当時の条件でナイロンカイルは容易に切断するものであり、この記事は、貴殿もいわれるごとく、恐るべき誤報なのではありません。この誤報のため、登山者の生命は危険にさらされ（昭和三十三年四月三日の中部日本新聞には六段ぬきで、ナイロンカイルは麻カイルの二十分の一という見出で）今回神戸大学生二名がナイロンカイルが切断して死亡するという事件がおきた。三年前の三十年四月二十九日の公開実験のとき、篠田教授はナイロンカイルが岩角にかつたときは、麻ザイルの二十分の一という登山者の生命にとつて重大な結果を示す実験を既に行つておられながら、公開実験のときにはその欠点にはふれられず、専らナイロンカイルが岩角で欠点を示さない実験のみを行なわれたが、もしも篠田教授が公開実験のとき、ナイロンカイルの欠点を明らかにしていられたならば、遭難防止について適當な方策が進められ、今回の遭難も防止出来ていたかもしれぬ。しということが記されてあります。又、私達は、死因について疑いの疑いをつけ、大きな苦しみを受けたのであります。（遭難したバーティのリーターであつた本会石

原国利による名誉毀損罪の告訴があります。これは不起訴処分になりましたが、その理由は万人のなつとく出来ぬものであります。

この誤報の責任はどこにあるでしょうか。登山者、其の最高権威であり、応用物理学専攻の阪大教授であられる貴殿の御指導による公開実験の結果として、一流新聞にどうしてかくも恐ろしい誤りが報道されたのでありましょうか。

この問題は、この誤りによつて生命の危険にさらされた一般登山者と犯罪容疑をうけるという死にまさる恥辱をうけた者がある反面、はかり知れない大きな利益をえた大メーカーがあることから、これを放任するときは、これが前例となつて悪徳メーカーによつて事故発生のたびにこのような虚報を伝えるべく計画がなされることは明らかであります。たとへば乳幼児の死因に際し、ミルクに砒素が入つていたかどうかで社会が問題にしているとき、最高権威の学者の公開実験の結果として、ミルクには砒素が入つていなかったと一流新聞に報道されたとすれば、メーカーの受ける利益は、並のことが報道された場合と比してどれくらい大きいかはかりしれません。

この誤報により、不当な恥辱をうけた当争者たる私達ならずとも、今後いつなんとき生命の危険にさらされたいとも限らない一般社会人として、このような誤報が何故おきたかということは、どうして黙過することの出来ぬ疑問だと考えるのであります。この問題を正しく解決するかどうかというときは、今後の明朗な社会の建設にあつて、限りなく大きな影響を与えるものと考えます。(名古屋大学法学部長ほか二十名から発表された要望書の主要点)

さて、この責任は、実験を指導された貴殿か、新聞記者か、もしくはその双方にあります。この報道の内容が誤りであることと実験指導者たる貴殿が、公開実験前既に承知せられていたことを考えれば、この責任がどこにもないという事はありえません。

次にその責任はどこにあるかという点であります。結論を先に申上げれば、これまでくりかえし申上つておられるように、それはこの実験を報じた中日の記者でなく、全面的に貴殿にあると考えます。中日の記者は登山家と交えた三名が参観し、又、他の参観者の見解を聞くなどして、実験の状況を忠実に伝えており、過失があつたとは考へられません。これに反

して貴殿には次に記しますように多くの不可解な点があり、全責任は貴殿にあると考へざるをえないのであります。

即ち、まづ貴殿は、多数の参観者を前にしてのハイルの実験にあたって、参観者がハイルの欠点について万一にも誤解をもつことのないよう充分注意されなくてはならないのであります。又、人権を正しく擁護する見地から、参観者が前穂高岳での遭難原因について誤解をもつことのないよう注意されなくてはならないのであります。

とくに、前穂高岳の遭難によつてはからずも発生した問題即ち「ナイロンハイルが岩角にかゝつた場合、麻ハイルに比して欠点があるかどうか」ということが登山界で論議されてゐることを承知され、かつ貴殿がその解明に努力すると言明されてゐる以上、ナイロンハイルの岩角でのテストを含む公開実験では、とりわけ慎重になされなくてはならないのであります。しかるに貴殿は、公開実験前にナイロンハイルが岩角で重大な欠点をもつことを承知せられながら、そのことには一言もふれられなかつたばかりか、岩角の丸みがニミリというナイロンハイルの欠

点を全く示さない岩角を用いてナイロンハイルは、麻ハイルの数倍強いという実験を行なわれました。

即ち貴殿は、公開実験の五日前の四月二十四日、私達が貴殿にお目にかゝつた折、貴殿は、三十一年一月名大工学部須賀太郎教授指導のもとに行つた私達の実験、即ち稜角六十六・五度及び四十七度の穂高での普通に見られるような鋭さのエッジにハイルをかけた場合、事故のおきたハイルと同種のハイルは約七十キログラムで切断するといふ実験を正しいと認められながら、公開実験では、事故のおきたザイルと同種のハイルを稜角四十五度で前記ニミリの丸みのある岩角にかけ約五百キログラム（学会報告）に堪える実験を行なわれました。

又、貴殿は、公開実験前、東洋レーヨンで行なわれた貴殿御指導になる実験で、事故をおこしたハイルと同種のハイルが、稜角六十度の三角ヤスリでこすられるとき、麻ハイルの二十分の一の強度しか示さないといふナイロンハイルの驚くべき欠点を示した原因不明といわれた前穂高岳での遭難原因を直ちに解明しうる重要な実験を行なわれながら、公開実験ではギザ／＼の鋭い四十五度の岩角を使って、

ナイロンカイルをこすりつける実験を行なわれ非常に強いという結果をだまつて示されました。

登山界の指導者であられる貴殿は、遭難防止について考えられぬはずはあります。登山者の生命に直接かかわるカイルの欠点を発見されたならば、一刻も早く登山界に発表されなくてはならないのに、多数の登山者の前でそれを黙つていられるばかりでなく、ザイルのその欠点すらも、逆に強いと見誤る実験のみを平然と公開されたという事は、私達には理解出来ないのであります。

参観者は、貴殿がもしもナイロンカイルの重大な欠点を既に承知していられたならば、その欠点を誤りなく発表されるものと信じきつております。従つて貴殿が公開実験で、今回題になつてゐる岩角とナイロンカイルを使用中、非常な強度を示す実験のみを行なわれれば、ナイロンカイルは岩角で欠点がないと考へるのは当然であり、それ以外の印象をもちうるはずはありません。即ち、中日記者の報道には過失はないと考へます。

これに反して、貴殿は、ナイロンカイルの重大な欠点を既に承知していられるのでありますから、岩

角でも強いという結果を示しつゝ、ある実験をながめてゐる参観者を、貴殿がごらんになつて、又、実験場の雰囲気から、参観者が恐るべき誤解をもちつゝあるということに直ちに気づかれたはずであります。とくに東京製鋼の工場長が「事故をおこしたカイルと同種のカイルは、この通り岩角にも強い」といつていられますからなおさらであります。即ち、貴殿は、参観者が誤るのを承知の上でそのような実験を行なわれたという以外に考えられないのであります。以上、この恐るべき誤報の責任が貴殿にあるという理由の一端を述べました。登山指導者であり、国民に奉仕すべき国家公務員たる貴殿は、従来のように「自分には責任がない。責任はすべて新聞報道にある。」という御態度を改められて、卒直に遺憾の意を表さるべきと考へます。

もしそうでなくて「責任は貴殿にある」という中日記者並びに「山と溪谷社」ののり論のまゝに、この問題が終わったとすれば、前にも申しましたように今後悪徳メーカーがこの大きな利益をうるために次々と討削し、学者もこの前例を幸としてこれを受け入れるということになり、結局生命は軽視され、

人権侵害は後を絶たないことになります。

このためにこそ実に多くの人が、この事件はあくまで追求すべきであるとする主張されているのであります。

又、この客観的（法的）な追求は、実際に迷惑をこうもった私達以外に出来ないと、いう争情もあわかりになつていなければなりません。

もとより私達の方にも多くの行き過ぎがあり、貴殿に御迷惑をおかけしているとは思いますが、私達もいろいろと苦惱の日を送ってきましたことでもありまうのでその貴の御寛容を願ひ、今やお互の感情をぬき去つてはあその後に残る問題、つまりこの事件をもつて今後にも悪影響を残さないようにするため、貴殿にはなにとお御高配いただきませう伏して懇願申上げる次第であります。

昭和三十三年十月

三重県鈴鹿市

岩被会代表者

母 藤 経 男

藤 田 軍 治 殿

附 記

本年八月以降行なわれまして森河氏の御執施への御努力に対し、万一、貴殿に誤解があつて、そのために出来るはずの解決が出来ないでしまつたのではなにかといつ共をおもんばかつて、森河氏に對しましては甚だ遺憾且つ失礼ではあります。が、森河氏にお願ひ申上げた経過並に内容を次に申し添えます。

私達はかりに百歩をゆづつても今後の影響を最少限のせきうる結果をえたいと思はば、訴訟によらないで解決にもつていきたいと考え、名大教授、報道関係者とも御相談の上、本年七月二十八日大阪に赴き、阪大生部長森河敬夫氏にお目にかかり、貴殿との解決のための話し合いの機会をつくつていただくようにお願ひしました。その際、解決の条件について森河氏といろ／＼とお話した結果、左記の覚之書に仲裁者（森河氏又は他の人）の名で、この事件の關係者各位に送付していただくことで終結することに意見の一致を見、その場で森河氏に御努力していただくことになりました。しかしながら九月十三日、森河氏にお目にか

つたときのお話はその線では何と解決にもちこ
みたいと考え、まず篠田教授関係の方々の意見を
聞いたのであるが、篠田教授はいかばる条件でも
又、どのような人を仲裁者にしても決して耳をか
そうとされたいということが明らかとなつた。こ
れ以上努力しても無駄と考えるから、今や訴訟に
もつていくより致し方ないと思ひ、又さうすべ
きだと考えている。しつうことでありました。
以上念のため申し添えます。

覚え書

いわゆるナイロンザイル事件が再び訴訟によつ
て争われようとしていることは好ましいことでは
ないので、出来うれば話し合いによる解決が望ま
しいと考え、篠田畢治氏並に岩稜会関係者にその
旨をお伝えしたところ、今日双方話し合いの運び
となり、篠田氏からはナイロンザイルの性能並に
昭和三十一年一月二日に発生した前穂高岳での遭難
原因についての誤解の責任の一端は、篠田氏御自
身にあることを認められて遺憾の意が表され、他
方、岩稜会は、篠田氏に対しお詫言その他によつ
て御迷惑をおかけしたことに對して遺憾の意が表

され、こゝに両者圓滿解決をみるにいたつた。
よつて双方の御了解のもとにこの覚え書を作成し
事件関係者に送付する。

(仲裁者 署名 篠甲)

年 月 日